

神奈川県告示第512号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件のうち、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）第1の1の類型を当てはめる地域を次のとおり指定する。

平成30年11月30日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 類型を当てはめる地域

中央新幹線の地上区間（（仮称）第二首都圏隧道の（仮称）山梨県駅側の開口部から、（仮称）津久井隧道の（仮称）神奈川県駅側の開口部までの区間及び同隧道の（仮称）山梨県駅側の開口部から（仮称）藤野隧道の（仮称）神奈川県駅側の開口部までの区間をいう。）の本線の線路の中心線（軌道中心線から等距離にある線をいう。）から400メートル以内の地域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）

2 それぞれの類型を当てはめる地域

類型	基準値	地域
I	70デシベル以下	1に掲げる地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号に規定する用途地域の定めのない地域
II	75デシベル以下	1に掲げる地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域